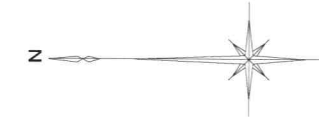
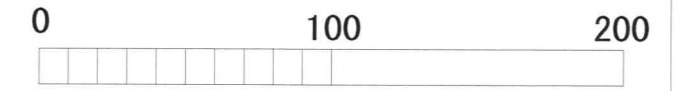


参考図

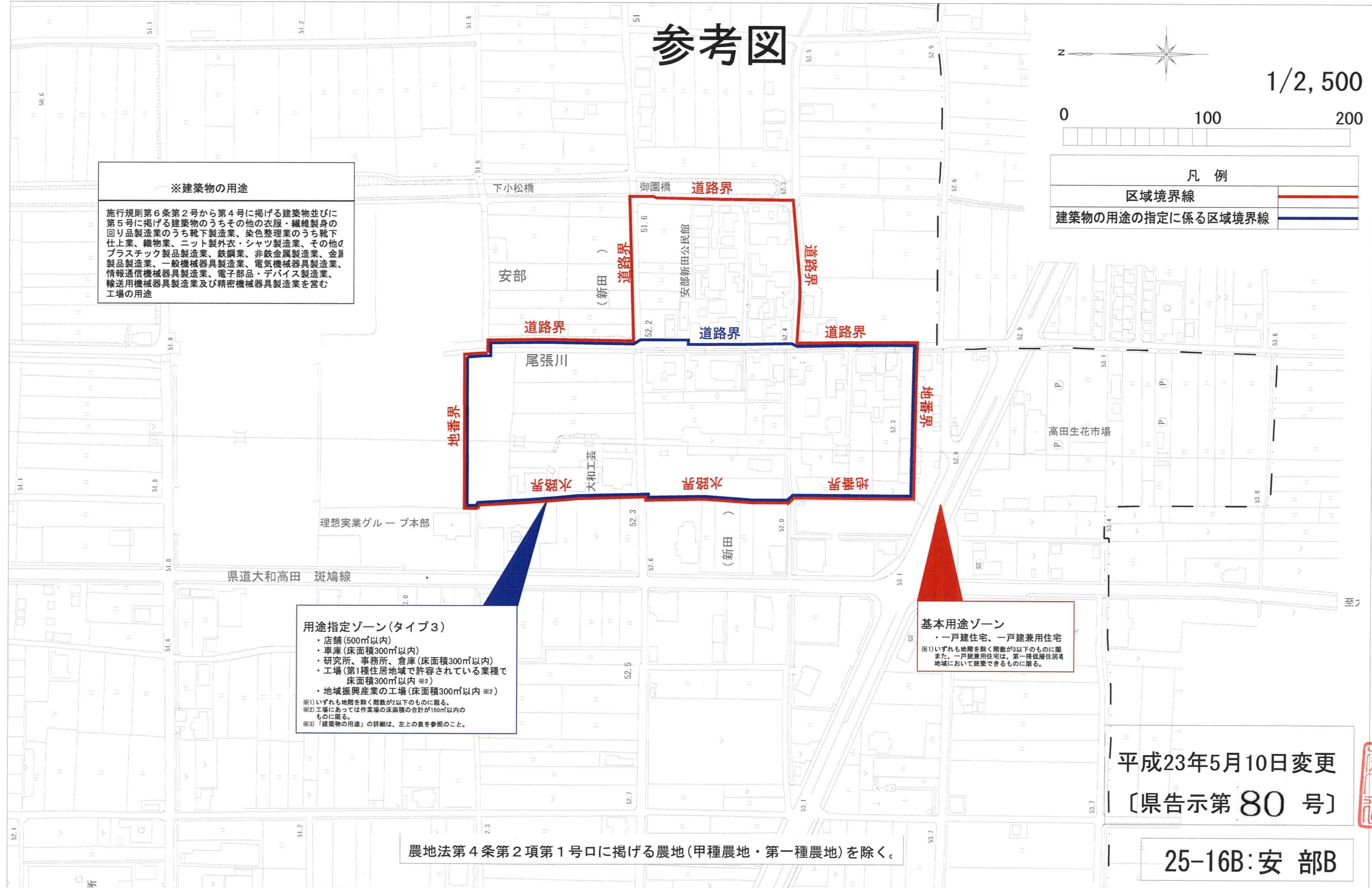


1/2,500



凡例	
区域境界線	
建築物の用途の指定に係る区域境界線	

※建築物の用途
 施行規則第6条第2号から第4号に掲げる建築物並びに第5号に掲げる建築物のうち他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業、染色整理業のうち靴下仕上業、織物業、ニット製外衣・シャツ製造業、その他のプラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業を営む工場の用途



用途指定ゾーン(タイプ3)
 ・店舗(500㎡以内)
 ・車庫(床面積300㎡以内)
 ・研究所、事務所、倉庫(床面積300㎡以内)
 ・工場(第1種住居地域で許容されている業種で床面積300㎡以内※2)
 ・地域振興産業の工場(床面積300㎡以内※2)
 ※1) いずれも地階を除く階数が2以下のものに限る。
 ※2) 工場にあつては作業場の床面積の合計が150㎡以内のものに限る。
 ※3) 「建築物の用途」の詳細は、左上の表を参照のこと。

基本用途ゾーン
 ・一戸建住宅、一戸建兼用住宅
 ※1) いずれも地階を除く階数が3以下のものに限る。また、一戸建兼用住宅は、第一種低層住居専用地域において建築できるものに限る。

農地法第4条第2項第1号口に掲げる農地(甲種農地・第一種農地)を除く。

平成23年5月10日変更
 〔県告示第80号〕



25-16B:安部